

# 1 | 環境保全に関する協定とは

- 環境を保全（公害を防止）するため、地方公共団体又は住民と企業との間で結ばれたもの
- **法令等を補完**し、あるいは法令等より厳しい内容を定めることにより、公害の未然防止や環境負荷の低減を図る
- 岡山市では、公害が深刻化した昭和48年以降協定の締結を進めた

岡山市の協定締結数

**29** 社（令和3年10月1日現在）

## 2 | 協定の現状

- 公害の時代から約50年経過し、協定を締結した当初からの**意義が変化**
- 岡山市では、協定の締結基準はなく、締結工場の規模は大小様々

### 【抜粋】 岡山市環境保全条例

第25条 市長は、**環境保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは**、本市の区域内に事業所等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全に関する協定を締結するものとする。

### 3 | 課題と目的

- 課題

条例に規定する「環境保全上の支障を防止するために必要があると認めるとき」  
を明確化する

協定を締結する対象となる工場等の規模を決める



- 目的

対象となる工場等の選択と集中を図り、**効果的な施策の企画立案**の推進に資する

## 4 | 基準（案）の検討について①

- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」）

### 【抜粋】 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

第一条 この法律は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もつて公害の防止に資することを目的とする。

協定締結の目的と合致



法の対象規模を参考に、協定の締結基準を定める

## 4 | 基準（案）の検討について②

法における第1種又は第3種の公害防止管理者を選任する規模を準用

- 対象業種

- ① 製造業      ② 電気供給業      ③ ガス供給業      ④ 熱供給業

- 対象規模

【大気関係】

ばい煙発生施設と電気工作物から発生する排ガス量（湿り・最大）の合計が

**1時間当たり 40,000 Nm<sup>3</sup>**を超えるもの

または

【水質関係】

公共用水域へ排出する排水量の合計が**1日当たり 10,000 m<sup>3</sup>**を超えるもの

## 5 | 他都市の状況について①

他都市の状況を参考にするため、次のとおり照会した。

- 照会先

本市を除く19政令指定都市

- 照会内容

① 協定制度の有無

② 協定締結基準の有無

③ 基準の内容

### 全国の政令指定都市(20市)

( )は政令指定都市移行年  
人口は平成27年国勢調査速報値



出典：堺市 ホームページより一部修正

## 5 | 他都市の状況について②

### ① 協定制度の有無

19政令市のうち協定制度があるのは、**15市**

### ② 協定締結基準の有無

上記15市のうち協定締結基準を有しているのは、**10市**

## 5 | 他都市の状況について③

### ③ 基準の内容

#### 【大気関係】

- I. **排ガス量**又は燃料使用量によるもの 7市
- II. 排ガスの性状によるもの（硫黄酸化物排出量、ばいじん排出量） 3市

#### 【水質関係】

- I. **公共用水域への排水量**によるもの 4市
- II. COD若しくはBOD負荷量によるもの 1市



本市の基準（案）は、他都市と比較しても妥当なものとする



## 6 | 基準（案）の検証

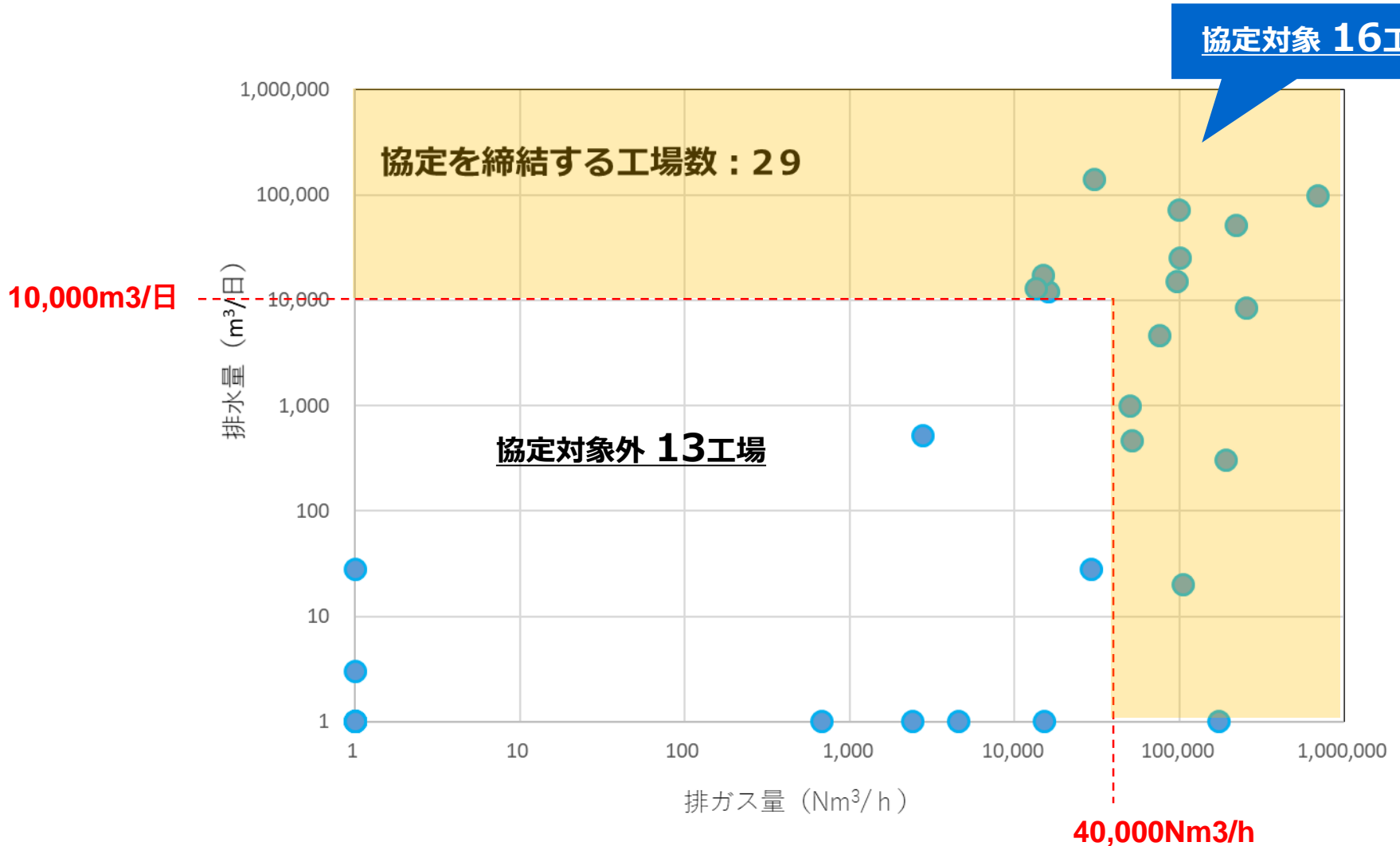


図 協定を締結する工場等の排ガス量と排出水の関係

## 7 | まとめ

- 公害の時代から約50年経過し、協定を締結した当初からの意義が変化
- 協定締結の際の「環境保全上の支障を防止するために必要があるとき」を明確にするため、公害防止管理者制度を参考に対象業種と規模を設定

**対象業種** 製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業

**対象規模** 【大気関係】 **排ガス量40,000Nm<sup>3</sup>/時 超**

【水質関係】 **公共用水域への排水量10,000m<sup>3</sup>/日 超**

- 他都市の状況を踏まえ、基準案の妥当性を確認